

社会福祉法人三ツ葉会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年12月 1日 ～ 令和4年11月30日までの3年間

2. 内 容

目標1 産前産後休業、育児休業に係る出産手当金、育児休業給付金及び社会保険料免除並びに介護休業や子の看護休暇など制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉

令和元年12月～

産前産後休業及び育児・介護休業等に関する取扱いについて、職員会議や施設内研修の時間を利用して内容を説明する。

令和2年4月～

制度に変更が生じた場合には、変更箇所の説明・解説を職員会議及び施設内研修時に速やかに行う。

目標2 令和2年12月までに年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上を目指す。

〈対策〉

令和元年12月～

年次有給休暇の取得状況についての実態把握

令和2年 2月～

年次有給休暇の付与及び取得に関する基本的ルールについて説明する。

令和2年 4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施